

第2期計画（H30～R5年度）

第1章 計画改定にあたって

- 1 計画改定にあたって
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間と評価
- 4 計画の基本的な方針

第2期を維持

第2章 前計画の目標と評価

- 1 達成度評価
- 2 ライフステージ等の達成度評価
 - (1) 乳幼児期
 - (2) 学齢期
 - (3) 成人期
 - (4) 高齢期

項目を追加

第3章 分野別施策

- 1 ライフステージに応じた歯科保健対策の推進
 - (1) 乳幼児期
 - (2) 学齢期
 - (3) 成人期
 - (4) 高齢期
- 2 支援が必要な方への歯科保健医療の推進
 - (1) 要介護者
 - (2) 障がい児者
- 3 医科歯科連携を推進するために必要な体制の整備
 - (1) がん治療と歯科保健
 - (2) 糖尿病と歯科保健
- 4 災害時の歯科保健医療体制の整備

項目を追加

第4章 計画の推進体制

- 1 総合的な歯科保健対策の推進
- 2 県民への情報提供

項目を追加

第3期計画（R6～R11年度）

第1章 計画改定にあたって

- 1 計画改定にあたって
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間と評価
- 4 計画の基本的な方針

第2章 前計画の目標と評価

- 1 達成度評価
- 2 ライフステージ等の達成度評価
 - (1) 乳幼児期
 - (2) 学齢期
 - (3) 成人期
 - (4) 高齢期
 - (5) 支援が必要な方への歯科保健医療の推進
 - (6) 医科歯科連携を推進するために必要な体制の整備

第3章 分野別施策

- 1 ライフステージに応じた歯科保健対策の推進
 - (1) 乳幼児期
 - (2) 学齢期
 - (3) 成人期（妊娠期含む）
 - (4) 高齢期（オーラルフレイル予防）
- 2 支援が必要な方への歯科保健医療の推進
 - (1) 要介護者
 - (2) 障がい児者

第4章 歯科保健医療提供体制の充実

- 1 医科歯科連携を推進するために必要な体制の整備
 - (1) がん
 - (2) 糖尿病
 - (3) 循環器
- 2 災害時の歯科保健医療体制の整備
- 3 歯科口腔保健を担う人材の確保

第5章 計画の推進体制

- 1 総合的な歯科保健対策の推進
- 2 県民への情報提供

国：歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（素案）（令和5年2月10日）

第一 歯科口腔保健の推進のための基本的な方針

- 一 歯・口腔に関する健康格差の縮小
- 二 歯科疾患の予防
- 三 口腔機能の獲得・維持・向上
- 四 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健
- 五 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

第二 歯科口腔保健を推進するための目標・計画に関する事項

- 一 目標・計画の設定及び評価の考え方
- 二 歯科口腔保健を推進するための目標・計画
 - 1 歯・口腔に関する健康格差の縮小における目標・計画
 - 2 歯科疾患の予防における目標・計画
 - (1) 乳幼児期
 - (2) 学齢期
 - (3) 青壮年期
 - (4) 中年期・高齢期
 - (5) その他（妊産婦やその家族等）
 - 3 口腔機能の獲得・維持・向上における目標・計画
 - (1) 乳幼児期から学齢期
 - (2) 中年期から高齢期
 - 4 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標・計画
 - 5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標・計画

第三 都道府県及び市町村の歯科口腔保健の基本的事項の策定に関する事項

- 一 歯科口腔保健推進に関する目標・計画の設定及び評価
- 二 目標、計画策定の留意事項

第四 歯科口腔保健を担う人材の確保・育成に関する事項

第五 調査及び研究に関する基本的な事項

- 一 調査の実施及び活用
- 二 研究の推進

第六 その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項

- 一 歯科口腔保健に関する正しい知識の普及に関する事項
- 二 歯科口腔保健を担う者の連携及び協力に関する事項
- 三 大規模災害時の歯科口腔保健に関する事項